

# 第11章

## ブラジル

### 内国民待遇

#### ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

##### <措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月に国内産業を保護するとの観点から、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税（IPI）を現在の税率に加えて30%追加することを発表した。（同年12月から有効）

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車は、追加の工業製品税が免除された。免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること
- ③総売上（企業全体の税引後粗収入）の0.5%以上を研究開発（R&D）に投資していること

本制度は2012年12月までの暫定措置とされていたところ、2012年10月、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策（イノバル・アウト）を発表した。新しい制度は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下でIPIを最大30%減税可能とするものである。イノバル・アウトに参加するためには、①2017年までに所定の燃費基準の達成（2017年新車燃費を2012年比12%低

減）・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定の自動車生産工程の実施（上記②の「11の自動車生産工程のうち6工程以上」から「2013年までに12工程中8工程、2017年までには10工程」に変更）等の条件を満たすことにより、「認可企業」となる必要がある。そして、認可企業には、国産部品・工具の購入その他の国内での支出額に対応して、IPI減税に利用できるIPIクレジットが付与されることとなった（ただし、参加条件や優遇措置の詳細は企業の活動状況（①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業）により異なる）。また、認可企業によるメルコスール及びメキシコからの自動車輸入には、自動的に30のIPI減税が認められる。

更に、ブラジルは、自動車のみならず情報通信その他の分野においても、基礎製造工程（PPB）と呼ばれる生産工程（一定の部品の製造及び最終製品の組立て）を国内で実施することなどを要件として、製品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入しており、輸入品と国産品の実効税率の相違が生じている。

##### <国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに関接税の大幅減免を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバル・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ

産の自動車のみならず自動減税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。

したがって、GATT 第 1 条（最恵国待遇義務）、第 3 条（内国民待遇義務）及び TRIMs 第 2 条、補助金協定第 3.1 条（b）に抵触する可能性がある。

### <最近の動き>

上記政策に対し、我が国は、繰り返し懸念を表明してきた<sup>1</sup>。しかし、本政策に改善の動きが見られず、自動車に加えて、通信ネットワーク機器、化学（肥料）など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求に関連づけた優遇税制措置を拡大する動きが見られた。我が国は、2014 年 12 月に EU が、ブラジルの措置（自動車政策や、情報通信技術分野への優遇税制措置のみならず輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象）について、先行してパネル設置要請していた DS ケースに第三国参加する<sup>2</sup>とともに、2015 年 7 月、自らもブラジルに対して WTO 協議要請を行い、同年 9 月、パネル設置を要請、同月、パネルが設置された（先行する EU のパネル審理と我が国のパネル審理の手続は統合された。）。

2017 年 8 月 30 日、パネルは我が国及び EU の主張を受入れ、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT 第 1 条（最恵国待遇義務）、第 3 条（内国民待遇義務）及び TRIMs 第 2 条、補助金協定第 3.1 条（b）に不整合と判断した。また、輸出企業に対する税制恩典措置についても、我が国及び EU の主張を受入れ、補助金協定第 3.1 条（a）に不整合と判断した。

ブラジルはパネルの判断を不服として上訴し、2018 年 12 月、上級委員会報告書が公表された。上級委員会は、パネル報告書を概ね支持し、自動車及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）に不整合として措置の是正・撤廃を、また、禁止補助金（補助金協定第 3.1 条（b）、第 3.2 条）については遅滞なく廃止するよう勧告した。他方、情報通信分野の税制恩典措

置の一部、自動車政策における国内製造工程要件について国産品優先補助金に該当するとのパネル判断、また、輸出企業に対する税制恩典措置が補助金に該当するとのパネル判断を覆した。上級委員会報告書に基づき、ブラジルに対しては、禁止補助金の遅滞なき廃止、および WTO 協定違反の措置の是正が勧告された。

2019 年 1 月、ブラジルは履行の意思を表明し、日本との間で、違反措置について 2019 年 12 月 31 日まで（禁止補助金と認定された一部の措置については同年 6 月 21 日まで）に是正することで合意した。

2020 年 1 月の DSB 会合において、ブラジルは、上級委員会報告書の採択時に、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置の一部は既に失効しており、残存するのは情報通信機器及び半導体に対する税制恩典措置（Informatics プログラム及び PADIS）のみであったとしたうえで、2019 年 12 月に上記 2 プログラムの改正法（法 13,969）が制定され履行期限内に履行を完了したことを宣言した。また、禁止補助金についても、協定不整合とされたものについては、すべて撤廃又は代替措置の導入を実施した旨宣言した。

しかし、履行のため制定された改正法が施行されない懸念に加え、同法に基づく改正により導入されたブラジルの情報通信機器、および半導体に対する新たな税制恩典措置が WTO 協定に整合的であるかに疑義があることから、我が国は引き続きブラジルの履行状況について情報収集するとともに、WTO 協定に整合しないとされた措置が速やかに是正されるよう注視していく。

## 知的財産

### 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

#### <措置の概要>

ブラジルにおいては、特許等の産業財産権のライセンス契約や、ノウハウの提供を含む技術移転契約

<sup>1</sup> 協議要請前の二国間、多国間での協議の経緯については 2017 年版 172 頁参照。

<sup>2</sup> EU が申立国となった事案については、2019 年版 134 頁参照

に関し、(1) ロイヤルティ収入を海外に送金する場合、(2) 同契約に第三者に対する対抗力を生じさせる場合、(3) 税控除を受ける場合、国立工業所有権院 (INPI) への登録 (契約審査) が必要とされている。また、INPI による契約審査においては、ロイヤルティ料率や秘密保持期間について指示がされることや、技術移転契約の契約期間は通常 5 年 (10 年までの延長が認められることもある) しか認められないことがあることが、これまで確認されている。

#### <国際ルール上の問題点>

ロイヤルティの海外送金を受けるためにライセンス契約等を INPI に登録する必要のある企業の多くは外国企業である。したがって、主として外国企業による契約を対象とする登録制度を設け、ロイヤルティ料率や契約期間といった企業間の契約内容に政府が介入することは、事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課されている可能性がある。かかる制度を要求する合理性の有無や、現実の運用における不利益の内容・程度の精査は必要であるが、不合理又は運用上過度の規制となっていれば、当該登録制度は、TRIPS 協定第 3 条の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

#### <最近の動き>

2013 年 10 月の第 1 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会において、海外技術移転契約の期限を撤廃すること、操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また、移転価格税制について、各製品の税率算定基準を明確化すること等の要請を行い、各課題について専門的な議論の場を設けることが決定された。その後、2014 年 9 月の第 2 回委員会や、2016 年 2 月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の中間会合においても、日本側より海外技術移転契約に対する制度運用について改善要望がなされ、両国間で引き続き協議していくこととなった。

2017 年 4 月には、INPI はライセンス契約等の登録実務を簡素化する INPI 規則 70/2017 号を公表・施行 (施行日: 2017 年 7 月 1 日) し、同規則の施行直後には、INPI は更に登録手続に関する

ガイドラインを含む決議 199/2017 号を發布している。同規則第 13 条によれば、登録証明書には、「INPI は、会計法、税法及び外国資本法の観点から契約を審査していない」旨の記載や、「宣言された契約金額」、「宣言された契約期間」等が記載されることとされているところ、契約の当事者が契約金額 (ロイヤルティ料率) や契約期間を自由に決定できることが示唆されている。一方、同規則及びガイドラインにおいても、政府が当事者間の契約内容に介入しないことや、ノウハウのライセンス契約について明確化されたとは言えない。

そのため、INPI による契約審査及びその運用が、TRIPS 協定に整合的であるかについて、引き続き注視する必要がある。

